「板橋区交通安全計画 2030」（素案）について

第１部　計画の目標及び課題とその施策（p1～56）

第１章　総論　（p3～8）

計画の位置づけ

本計画は「板橋区基本計画 2035」の施策である「安心・安全で利便性の高い交通環境の確保」を交通安全の視点から具現化していくとともに、上位計画と連携を図り、交通事故のない安心・安全な交通環境の実現をめざすものです。

なお、本計画を交通安全対策基本法第 26 条に基づく、区市町村交通安全計画として位置づけます。

計画の期間

本計画は令和８（2026）年度から令和 12（2030）年度までの５年間を計画期間とします。

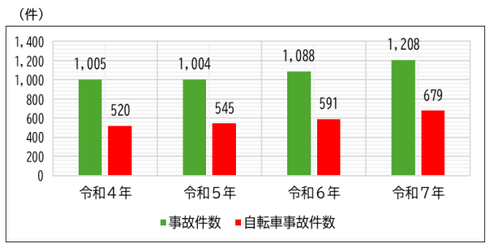
なお、次期計画策定までは、本計画の趣旨を踏まえつつ、東京都の計画に準拠して、交通安全施策を推進していきます。



第２章　区内の道路交通及び交通事故の現状　（p9～22）

区内の交通事故の現状

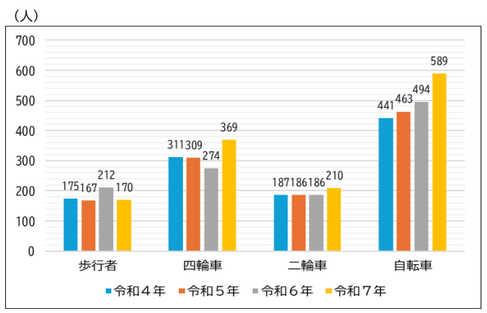
区内の交通事故発生状況



	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
死者数(人)	7	6	3	6

交通事故発生件数について、令和４年の 1,005 件から令和７年には 1,208 件と近年増加傾向にあります。また、自転車事故件数は年々増加しており、自転車事故の抑制が喫緊の課題となっています。

区内の状態別交通事故死傷者数



状態別交通事故死傷者数について、自転車乗用中の死傷者は、令和４年の 441 人から令和７年には 589 人と大きく増加しており、歩行者、二輪車は横ばい、四輪車は年によって増減はあるものの、近年はやや増加傾向が見られます。

第３章　交通安全計画の目標　（p23～28）

板橋区交通安全計画 2030 の目標

板橋区交通安全計画 2025 で設定した目標指標を継承し、交通事故の発生抑止と交通事故死者数ゼロを着実に推進していくことにより、交通事故のない安心・安全な交通環境の実現をめざします。



交通事故発生件数の減少と死者数ゼロ



900 件以下

死者数 ゼロ

自転車乗用中の交通事故の減少



500 件以下

第４章　重点課題への施策と区内通行者全般に対する施策　（p29～56）

区内の交通安全の重点課題と施策

重点課題[1]：自転車⁺（プラス）活用推進と安全対策

ハード対策
歩行者と自転車＋を適切に分離する通行空間づくりの推進
自転車駐車場の整備等
気軽に体験できる自転車＋活用の推進
ソフト対策
自転車＋とクルマが共存できる通行空間の確保
子どもをはぐくむ自転車＋安全利用環境の形成
予防的な自転車＋安全利用の推進
安全性を高める行動の促進
ヘルメット着用の推進
新たなモビリティへの対応

自転車事故の増加や電動小型モビリティの普及を踏まえ、自転車活用推進計画と整合・連携を図り、交通事故のない安心・安全な交通環境の実現をめざします。

重点課題[2]：ながらスマホなど重大事故に直結する交通違反行為への対策

広報啓発活動の強化
交通安全運動での啓発
交通安全啓発イベントでの周知
学校等での交通安全啓発活動での周知
交通安全動画を活用した周知･啓発
商店街やサイクルショップ等への啓発協力依頼

警察署等の関係機関と連携し、交通安全教育、啓発、指導取締りを総合的に推進していきます。

交通安全教育と交通安全意識の啓発

・学校　・障がい者
・運転者　・地域社会　等

社会情勢の変化に伴う安全対策

・電動キックボード等　・外国人
・ペダル付き電動バイク　・生活道路

※本資料のイラストは生成 AI を活用して作成しています。

第２部　行政機関・関係機関の取組（p57～104）

第１章　道路交通環境の整備　(p59～68)

だれもが安心・安全で快適に通行できる道路交通環境の実現に向け、道路や交通安全施設の整備、道路利用の適正化、関係機関との連携を推進します。

1　区道の整備・補修【区】
（区道の整備、区道の補修）

2　交通安全施設等の整備【区・都・警察】
（歩道の整備、防護柵の整備、道路照明の整備、案内標識の整備、道路標識・信号機の改善、都道に関する道路交通環境の整備促進　等）

3　道路利用の適正化【区】
（道路の占用の調整、道路利用の適正化のための監察）

4　特定車両の通行に係る安全確保【区・消防】
（清掃車両による収集運搬車作業中の安全確保、危険物の輸送に関する交通安全環境の整備等）

第２章　交通管理者による交通安全の取組　(p69～76)

交通事故のないまちをめざし、交通規制や信号運用の改善、適正な道路利用の推進、交通安全教育を通じて安全で円滑な交通環境を整備します。

1　交通規制等の実施【警察】
（道路交通環境の整備と交通実態に即した交通規制の推進、先行交通対策、交通安全施設の改良及び交通管制システムの高度化）

2　道路交通秩序の維持【警察】
（駐車秩序の確立、指導取締りの強化、悪質な交通事故事件等に対する適正かつ緻密な捜査の推進・強化）

3　安全運転の確保【警察】
（運転者教育の充実、貨物自動車事故防止対策の推進）

第３章　鉄道及び踏切道の安全確保　(p77～84)

鉄道及び踏切道の安全確保に向けて、鉄道交通環境の整備や鉄道の安全な運行の確保を進めるとともに、踏切道の安全と円滑化のための取組を推進します。

1　鉄道交通環境の整備【区・鉄道】
（線路施設等の点検と整備、信号保安設備の整備、利用しやすい駅施設等の整備、ホームドア設置の促進　等）

2　鉄道の安全な運行の確保【鉄道】
（列車の運行及び乗務員等の管理の改善、乗務員及び保安要員の教育の充実並びに資質の向上、気象情報の充実　等）

3　踏切道の安全確保【区・鉄道】
（踏切道の立体交差化及び構造改良の促進、バリアフリー化の促進、その他踏切道の安全を図るための措置）

第４章　救助・救急体制の整備　(p85～92)

交通事故が発生した際の救助・救急体制の充実に向け、消防署を中心に応急手当の普及や関係機関との連携、救助・救急搬送体制の充実を推進します。

1　近年の救助・救急体制の状況【消防】

2　救助・救急体制の充実【消防】
（救急事故現場及び搬送途上における救急処置の充実、救助設備等の整備及び救急救命処置の拡充、救急医療機関との連携強化、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の普及、自主救護能力の高いバイスタンダーの育成　等）

3　消防署職員に対する交通安全教育【消防】
（年度別実績表、救急告示医療機関）

第５章　災害に強い交通施設等の整備と災害時の交通安全体制の確保　(p93～100)

巨大地震や大規模災害に備え、災害時における交通安全体制の確立と交通施設等の整備を進めるとともに、救助・救急体制の整備・推進や帰宅困難者対策等に取り組みます。

1　災害時における交通安全体制の確立【区、都、警察、消防】

2　災害に強い交通施設等の整備【区・都・国・鉄道】
（道路橋りょうの耐震性の強化 、鉄道施設の耐震性の強化、無電柱化の促進、防災センターの充実・強化）

3　災害時の交通安全の確保等【区・警察・消防】
（交通対策、人員及び物資等の輸送計画、救助・救急体制の整備・推進、帰宅困難者対策）

第６章　被災者の救済　(p101～104)

交通事故被害者の救済に向け、相談業務の充実を図るとともに、自転車損害賠償保険の加入促進を進めます。

1　交通事故相談業務の充実【区】

2　自転車損害賠償保険への加入促進【区】

策定スケジュール

令和８年 11月	都市建設委員会	計画素案
	パブリックコメントの実施	
令和９年 １月	庁議	計画原案
２月	都市建設委員会	
４月	板橋区交通安全協議会	

※本資料のイラストは生成 AI を活用して作成しています。